

## 林業経営体育成対策(林業機械リース支援)事業実施要領

### 第1 通則

#### 1 目的

この要領は、林業経営体育成対策(林業機械リース支援)事業(以下「事業」という。)の適切な執行や同事業により借り受けるリース機械の適正な運営・管理に資するため、必要な事務処理について定めるものとする。

#### 2 関係法規

事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年4月30日農林省令第18号)、林業成長産業化総合対策実施要綱(平成30年3月30日付け29林政政第892号農林水産事務次官依命通知)、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱(平成30年3月30日29林政政第893号農林水産事務次官依命通知)、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領(平成30年3月30日付け29林政経第349号林野庁長官通知)、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項(以下「要項」という。)及び関係法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### 第2 事業の内容等

#### 1 事業実施の対象

補助金交付の対象となる事業は、効率的かつ安定的な林業経営等を継続的に行うために必要な高性能林業機械等のリース導入に当たり、当該リース契約に係るリース料の一部について助成を行うもので、その事業実施主体については、以下のすべての要件を満たすものであること。

- (1) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号。以下「暫定措置法」という。)第3条第1項の林業経営改善計画の認定を受けていること若しくは事業終了までに当該認定を受けることが見込まれていること、又は事業実施主体が作成するリースに係る事業計画が、同法第2条の2第1項に規定する基本構想に照らし適切なものであり、かつ、これを達成する見込みが高いと認められること。
- (2) 地域の原木安定供給対策の協議会等に参画又はこれらの協議会等に参画している者と連携して、素材生産を行う者であり、かつ、熊本県版育成経営体「くまもとの森林を守り育てる林業経営体」であること。
- (3) 合法木材等ガイドラインにより木材・木材製品の合法性又は持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。

#### 2 採択基準

- (1) リース期間満了までに概ね3,000 m<sup>3</sup>/年以上の素材生産を行うことが計画されており、その達成が見込まれること。
- (2) リース支援の対象となる機械の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものであること。

### 3 対象機械の範囲

リースにより借り受け、導入する機械設備等（以下「リース物件」という。）は、次のいずれかに該当すること。ただし、(14)の場合は、事前に機種選定理由書（別記様式第1号）を提出すること。

- (1) ハーベスタ
- (2) ロングリーチハーベスタ
- (3) フェラーバンチャ
- (4) フェリングヘッド付きフォーク収納型グラップルバケット
- (5) プロセッサ
- (6) タワーヤーダ
- (7) スイングヤーダ
- (8) グラップルソー
- (9) フォーク収納型グラップルバケット
- (10) ロングリーチグラップル
- (11) フォワーダ
- (12) 搬器
- (13) 集材機
- (14) その他地域特性に応じた効率的な作業システムを実現するために必要なものであると知事が認めるもの。

### 4 事業費の上限

導入するリース物件の上限額について、別表1のとおりとする。上限額を超えるリース物件を導入する場合は、事前に上限事業費超過理由書（別記様式第2号）を提出すること。

### 5 補助金額の算定方法

- (1) 補助金の額は次の①②に掲げる算式により計算し、いずれか小さい額とする。

なお、算式中のリース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は、事業実施主体がリース物件を借り受ける日から、当該リース期間の満了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

  - ①  $(\text{リース物件価格}) \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) \times 1/3$  以内
  - ②  $(\text{リース物件価格} - \text{残存価格}) \times 1/3$  以内

ただし、導入する機械がスイングヤーダ、ロングリーチハーベスタ、ロングリーチグラップル及びタワーヤーダの補助率は4/10以内とする。
- (2) 次の①から③までの要件を全て満たす場合は、補助率を1/2以内とする。
  - ① 林野庁長官が別に定める要領に基づき、施業集約化に取り組む能力・体制を有するとして実践体制評価を受け認定されていること。
  - ② 年間5,000 m<sup>3</sup>以上の素材生産実績があり、機械の導入の翌年度から起算して5年目までに9,000 m<sup>3</sup>以上の素材生産量を達成できること。
  - ③ 機械の導入の翌年度から起算して5年目までに「熊本県森林・林業・木材産業基本計画」に記載されている労働生産性の主伐、間伐の目標年数値の1.5倍の生

産性を達成できること。

## 6 リース契約の条件

リース契約の内容が、次の全てを満たすこと。

- (1) リース物件はリース事業者が当該物件の製造又は販売業者等から新たに購入するものであり、リース期間は大蔵省令に定める法定耐用年数の70%以上（1年未満の端数は切り捨てる。）で法定耐用年数以内であること。
- (2) リース料の水準その他リースの条件が妥当なものであり、リース期間満了後のリース物件は、再リース、リース事業者への返還又は廃棄されるものであること。
- (3) リース対象物件の取得価格（消費税及び地方消費税を除く）を明記すること。
- (4) 機械の導入年度に算定した補助金の額がリース事業者に支払われる旨記載されており、かつ、支払うリース料はこれを差し引いた額を基に算出されていること。

## 第3 事業の計画

### 1 事業実施計画書の提出

事業実施主体は、要項第3条に定める事業計画承認申請書に事業実施計画書（別記第3号様式。以下「計画書」という。）及びリース物件の予定価格が分かる資料（見積書等）の写し、機械カタログ、仕様書、事業により取得した物件の使用に関する誓約書（別記第4号様式）を添付のうえ、所管の広域本部長（ただし、阿蘇及び球磨地域振興局管内にあっては所管の地域振興局長、県央広域本部管内にあっては、上益城地域振興局長）を経由して知事に提出するものとする。また、計画書の作成にあたっては、リース終了年度までの素材生産量が2割以上増加する、又は労働生産性が2割以上向上する計画であること。ただし、申請時に素材生産量が5,000m<sup>3</sup>以上に達している場合は、素材生産量が現状以上となる計画で、かつ、直営分の労働生産性がリース終了年度までに2割以上向上する計画であること。なお、申請時に素材生産量が5,000m<sup>3</sup>以上に達しており、労働生産性が主伐7m<sup>3</sup>/人日、又は間伐4m<sup>3</sup>/人日以上の場合は、素材生産量及び労働生産性が現状以上となる計画を立てること。

### 2 事業実施計画の承認

要項第4条の規定に基づく事業実施計画承認は、別記第5号様式により通知するものとする。

## 第4 事業の実施に伴う手続き

### 1 事業の実施

事業実施主体は、要項第4条第1項又は第5条第2項の承認を受けた計画書に基づいて事業を実施するものとする。

### 2 補助金の交付申請

事業実施主体は、計画書に基づき、要項第6条第1項に定める補助金交付申請書を作成し、本部長等を経由して知事に提出するものとする。なお、規則第3条第1項第3号に定める補助事業等の内容及び経費の配分については、別記第6号様式によるものとする。

### 3 補助金の交付決定

知事は、補助金交付申請書の提出があった場合、内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付を決定し、要項第7条に定める様式により通知するものとする。

#### 4 事業の着手

事業実施主体は、規則第6条及び要項第7条に定める補助金等の交付決定通知後に事業に着手できるものとし、事業に着手した場合は、速やかに別記第7号様式による着手届を本部長等に提出するものとする。ただし、補助金交付申請後において、緊急やむを得ない事情により補助金等の交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、要項第9条第1項の規定に基づき、別記第8号様式により補助金交付決定前着手承認申請書を本部長等を経由して知事に提出し、別記第9号様式により承認を受けなければならない。

#### 5 事業内容の変更

事業実施主体は、補助金の交付決定後においてリース契約等について、内容等の変更を行う必要が生じた場合には、規則第7条及び要項第8条に定める変更申請書を作成し、本部長等を経由して知事に提出するものとする。

なお、事業変更計画書の様式は、別記第3号様式を準用し、当初計画書からの変更点を見え消しにて記載すること。

#### 6 会計経理

補助対象事業の経理は、費目ごとに整理し、他の経理と区分して行うものとする。

なお、補助対象事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にあっては、補助対象事業費が明確にわかるように記載すること。

### 第5 事業の完了に伴う手続

#### 1 事業の完了

事業実施主体は、リース物件の導入後、速やかに関係書類を添えて別記第10号様式により完了届を作成し、本部長等に提出するものとする。

#### 2 県の確認検査

本部長等は、前項の規定による完了届の提出があった場合は、補助事業の適否について確認検査を行うものとする。この場合において、熊本県補助工事等検査規定、熊本県農林水産部所管補助工事等検査規程取扱要領及び熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業確認検査要領によるものとする。

#### 3 事業実績の報告

事業実施主体は、別に定める期限までに、規則第13条及び要項第13条に定める実績報告書を作成のうえ本部長等に提出するものとする。なお、規則第13条及び要項第13条第2項第1号の規定に基づく事業実績報告書は別記第11号様式によるものとする。

本部長等は、実績報告書に完了届の写し、検査員任命伺いの写し、検査復命書の写しを添付して、知事に提出するものとする。

#### 4 補助金等の請求

規則第16条及び要項第15条第2項の規定に基づき補助金等の交付を概算払により受けようとするときは、別記第12号様式により業務遂行状況を添付するものとする。

る。

## 5 関係書類の整理

事業主体は、少なくとも次に掲げる事業の実施に係る関係書類等を備え、整理・保存しておくものとする。

なお、関係書類の種類及び様式については、事業実施主体の実情に応じ適宜作成して差し支えないものとする。

### (1) 予算関係書類

ア) 事業実施に関する総会等の議事録

イ) 予算書及び決算書

ウ) 負担金・分担金賦課明細書

### (2) 事業実施関係書類

#### ①直営の場合

ア) 事業日誌及び現場写真

#### ②請負の場合

ア) 請負契約書

イ) 現場写真

### (3) 経理関係書類

ア) 金銭出納簿

イ) 負担金・分担金徴収台帳

ウ) 証ひょう書類（見積書、請求書、入金伝票、領収書、借用証書等）

### (4) 往復文書

補助金の交付申請から実績報告に至るまでの申請書類、承認・補助金交付決定書類、設計書類等

### (5) 施設管理又は利用規程

ア) 管理規定又は利用規程

イ) 管理台帳

## 第6 機械の再貸付け

再貸付は、林業生産活動等に積極的に取り組む者又は今後積極的に取り組む意思のある者に対して機械の貸付けを行うものとし、次の要件を全て満たすこと。

(1) 事業実施主体は、貸付けに係る管理規程又は利用規程を定め、目的、管理責任者、利用料、その他必要な事項を明らかにすること。

(2) 事業実施主体は、施設のメンテナンス等を責任をもって実施すること。

(3) 事業実施主体と利用者との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結すること。なお、事業実施主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、県知事に別記第13号様式により協議するものとする。

(4) 貸付料は、「(事業実施主体が負担する金額(=事業費-補助金) / 決定耐用年数) + 年間管理費」以下であること。

(5) 利用者は、機械を利用するに当たっては責任をもって行い、災害等により当該機

械に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告すること。

(6) 利用者は、合法木材等ガイドラインにより木材・木材製品の合法性又は持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であること。

(7) 貸付の年間利用計画を作成すること。

## 第7 事業完了後の機械の管理

### 1 機械の管理

事業により導入したリース物件は、常に良好な状態で管理し、定められた耐用年数に留意のうえ、その目的に沿って最も効率的な運用を図るものとする。

### 2 管理主体

機械の管理は、原則として、事業実施主体がこれを行うものとする。ただし、事業実施主体が直接管理することが不適当な場合には、その機械の利用目的の達成により適した団体（以下「管理団体」という。）にこれを管理させることができるものとする。この場合、事業実施主体はその旨を知事に届け出てその指示を受けるものとする。

### 3 管理方法

管理の状況を明確にするため、リース物件の種類、型式、リース物件価格、所在及び取得年月日を記載した台帳を備えるものとする。

### 4 施設の標示

事業により導入したリース物件はその導入年度等を明らかにするため、可能な限り事業名、施設名、導入年度、事業主体等を見やすい箇所に標示すること。

### 5 達成状況の報告

事業実施主体は、第3の1で作成した素材生産の計画について、リース期間完了年度までの達成状況を別記第14号様式により、翌年度の4月30日までに、本部長等を経由し知事に提出するものとする。

### 6 改善措置等

前項の報告の結果、素材生産の計画達成率が3年間連続して70%未満となった場合、又は単年度で50%以下となった場合には、低調となった要因及び改善に向けた取り組みについて知事に報告することとする。

## 第8 事業実施後の計画変更

事業主体は、事業完了後において、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等により、素材生産計画の変更をせざるを得なくなった場合には、事業計画の変更を行うことができるものとする。

なお、変更の手続きについては、第4の5の規定に準じることとする。

## 第9 途中解約の禁止

事業実施主体は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額解約金として事業実施主体がリース会社に支払うものとする。

## 第10 補助金の返還

知事は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、事業実施主体に対して補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

- (1) リース契約を解約又は解除したとき
- (2) 事業実施主体が経営を中止したとき
- (3) 貸付期間中に借り受けた機械が滅失したとき
- (4) 申請書等に虚偽の記載をしたとき
- (5) リース契約の内容に定められた契約内容に合致しないことが明らかになったとき
- (6) 報告等を怠ったとき

## 第11 調査及び報告

都道府県知事は、この要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて事業実施主体に対し調査し、報告を求め、指導することができるものとする。

## 第12 労働安全対策、経営基盤の強化等に関する取組

事業に取り組むにあたり、労働安全性の確保と経営基盤の強化等の観点から、労働安全管理体制整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化、持続的林業経営の確立の事業の活用努めること。

## 附則

- 1 この要領は、平成30年7月31日から施行する。
- 2 この要領は、令和元年6月19日から施行する。
- 3 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 4 この通知による改正前の本要領に基づき実施された事業に係る報告等については、なお従前の例による。
- 5 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

## 別表1

導入機械	積載量	購入価格 (1台当たり)
プロセッサ		2,400万円
ハーベスタ		2,700万円
フォワーダ	3.0t以下	1,200万円
	3.1t以上	2,300万円
タワーヤーダ		3,200万円

別記第1号様式【第2の3関係】

第 年 月 日 号

熊本県知事 様

住所  
事業実施主体名  
代表者氏名

年度（ 年度）林業経営体育成対策(林業機械リース支援)事業機種選定理由書

1 事業計画概要

◇機種及び事業費

導入機械名	導入数量 (台)	事業費 (千円)	交付金額 (千円)
計			

2 機種選定理由 ※注：その機械でなければならぬ理由を具体的に記載すること。

(1) 選定機種の特性

(2) 事業主実施体の特性

(3) 事業主実施体の現状（なぜ当該機種が必要なのか）

(4) メリット

（導入することで何がかわるか変更前と変更後の作業システム等を示し説明すること）



別記第2号様式【第2の4関係】

第 年 月 日 号

熊本県知事 様

住所  
事業実施主体名  
代表者氏名

年度（ 年度）林業経営体育成対策(林業機械リース支援)事業  
業上限事業費超過理由書

1 事業計画概要

◇機種及び事業費

導入機械名	導入数量 (台)	事業費 (千円)	交付金額 (千円)
計			

2 機種選定理由※注：上限事業費内で購入できる機種との性能等との比較を行った上で、その  
機械でなければならない理由を具体的に記載すること

(1) 選定機種の特性

(2) 事業主実施体の特性

(3) 事業主実施体の現状（なぜ当該機械が必要なのか）

(4) メリット ※注：その機械でなければならない理由を具体的に記載すること。  
（導入することで何がかわるか変更前と変更後の作業システム等を示し説明すること）

(5) 価格低減に向けた取組を行っているか、又はその予定があるか  
（複数見積、入札など）

別記第3号様式【第3の1関係】

林業経営体育成対策(林業機械リース支援)事業実施計画書

I 事業実施主体の概要

1 組織名

2 代表者名

3 所在地 〒□□□-□□□□  
都道府県 区郡市 区町村

4 設立年月日 年 月 日

5 従業員数等

(1) 役員数：(常勤) 名、(非常勤) 名

(2) 職員数(雇用形態別)

単位：人

雇用形態	林業現場作業職員		事務系等 職員	計
		うち素材生産		
常用				
臨時・季節				
その他				
合計				

( 年 月 日現在)

6 資本金 \_\_\_\_\_ 百万円 ( 年 月 日現在)

注) 森林組合にあつては出資金を記入すること。

7 主な事業内容

(1) 概要

(組織全体の事業内容を最初に、次に関係する事業内容を分かりやすく記述すること。)

(2) 取扱高 \_\_\_\_\_ 千円 ( 年度)

## 8 主な作業地の概要

傾 斜： 度  
 樹 種：  
 林 齢： 年生  
 本数密度： 本/ha  
 平均材積： m<sup>3</sup>/ha  
 作 業 種：  
 林道密度：

(注) 申請に係る機械が使用される作業地について記述すること。  
 作業種については、主伐または間伐の区別を記入すること。

## 9 素材生産計画（原木換算）

区分	上段：事業体全体における生産量（単位：m <sup>3</sup> ） 下段：労働生産性（単位：m <sup>3</sup> /人日）						
	前年度 (現状値)	導入年度	1年目 (導入翌年度)	2年目	3年目	4年目	5年目
期間	( 年度)	( 年度)	( 年度)	( 年度)	( 年度)	( 年度)	( 年度)
主伐							
間伐							
合計							

注)

- 1) 素材生産量及び労働生産性は年度単位（4月から翌年3月まで）で計上すること。
- 2) リース期間が3年の場合は3年目まで、4年の場合は4年目まで、5年の場合は5年目まで記入すること。
- 3) 本事業を活用して過去に機械を導入した場合は、その際に提出した事業計画と整合性を図ること。

10 地域における原木安定供給対策との連携

地域の原木安定供給対策の協議会等への参画又は参画者との連携の内容について記入して下さい。

- (1) 参画している地域原木安定供給対策協議会等の名称

--

- (2) 上記の協議会等の概要（目的、事業内容等）

--

- (3) 連携している地域原木安定供給対策協議会等の名称

--

- (4) 上記の協議会等の概要（目的、事業内容、連携内容等）

--

11 木材・木材製品の合法性又は持続可能性を証明する方法

- (1) 森林・林業・木材産業関係団体の認定を受け証明する方法

認定団体の名称：

認定番号：

（認定書写しを添付してください。）

- (2) その他の方法により証明する方法

12 添付資料

- (1) 定款等

- (2) 役員名簿

- (3) 収支予算書

- (4) 当年度の事業計画書

注：1 決算書（損益計算書、貸借対照表）等を添付すること。

2 定款等、役員名簿、当年度の事業計画書を作成していない場合は添付不要。

## II 林業機械の導入状況と新規導入の目的

### 1 林業機械の保有状況

助成申請の時点で保有している林業機械について記入する。

No	使用の有無	機械の名称	ベースマシン		アタッチメント		数量	導入時期	導入方法
			型式	製造又は販売会社	型式	製造又は販売会社			
	現在使用している機械								
	今後使用見込みのない機械								

(注)

- 1) No欄には整数で1, 2, 3,・・・と記入すること。
- 2) 林業機械の名称は次の区分で記入し、構成するベースマシン、アタッチメントの型式等を記入すること。なお、「その他の高性能林業機械」については、名称を記入すること。(ハーベスタ、プロセッサ、スキッダ(集材ブルはスキッダに分類)、フォワーダ、タワーヤーダ、スイングヤーダ、フェラーバンチャ、その他の高性能林業機械、グラップル、自走式搬器、集材機、グラップル付きトラック、グラップルソー)
- 3) 導入時期については、導入年月を記入すること。
- 4) 導入方法については、自力導入、補助金活用、レンタル、リースの区分を記入し、補助金を活用して導入した場合は、補助金の名称を記入すること。(本事業で既に導入した実績がある場合も記入すること)

### 2 新規導入の目的

助成を申請する機械を導入する目的について、現在の素材生産事業従事者数、班数、年間生産量、作業種(主伐、間伐)、生産工程ごとの使用機械、問題点、新規・更新の別、導入機械を選択した理由、導入したことによる作業システムの改良点などが分かるようにできるだけ具体的に記入すること。

[ 現状の作業体制、問題点等 ]

[ 導入機械を選択した理由、作業システムの改良点等 ]

--

3. 作業システムの概要と素材生産工程における使用機械

現在使用している機械名と今後使用予定の機械名を各工程欄に記入する。

なお、事業体全体か特定の作業班（グループ）に係る作業システム（使用機械）なのかが分かるよう次のいずれかに○印を付け、記入する。

1	事業体全体	2	今回導入を予定している作業班
---	-------	---	----------------

(1) 現 在

伐 倒	→	集材（木寄せ）	→	造 材	→	搬出・積込み
( )		( )		( )		( )
( )		( )		( )		( )
( )		( )		( )		( )

(2) 今 後

伐 倒	→	集材（木寄せ）	→	造 材	→	搬出・積込み
( )		( )		( )		( )
( )		( )		( )		( )
( )		( )		( )		( )

(注)

- 1) 機械名は、「1 林業機械の保有状況」表の（注）の2）の区分で記入すること。また、保有機械のいずれに該当するのか、同表の「No」を（ ）内に記入すること。
- 2) 補助を申請する機械については（ ）内に○印を付けること。
- 3) 作業システムが上記によらない場合は、各工程がわかるよう適宜書き換えること。

### Ⅲ 予定しているリース契約の内容

#### 1 リース物件

林業機械名 (付属機器を含む)	型 式	数量 台	リース物件予 定価格(消費 税を除く)円	製造又は販売会社
アタッチメント名				
ベースマシン				
ウインチ				

- (注) 1) アタッチメント名は、次の区分で記入すること。  
 ハーベスタ、フェラーバンチャ、プロセッサ、タワーヤーダ、スイングヤーダ、グラップルソー、  
 グラップル、フォワーダ、グラップル付きトラック、搬器、集材機、その他の高性能林業機械
- 2) アタッチメントとベースマシンが分かれていないものは、アタッチメント欄に記入すること。
- 3) 数量欄には、0又は1と記入すること(小型林業機械を除く。)
- 4) リース物件予定価格は、付属機器を含めた消費税を除く合計金額を記入すること。

#### 2 リース物件保管場所

住所 〒 \_\_\_\_\_

都道府県

区郡市

区町村

電話 ( ) \_\_\_\_\_

#### 3 リース期間

ヶ年間 ( カ月間)

#### 4 残存価格(消費税を除く)

円

(リース契約で残存価格を規定する場合)

#### 5 1ヶ月当たりのリース料(消費税を除く)

円

#### 6 リース料総額(消費税を除く)

円

#### IV リース会社の概要

1 会社名

2 代表者名

3 所在地 〒□□□-□□□□

都道府県

区郡市

区町村

電話

4 設立年月日 年 月 日

5 従業員数 人 ( 年 月 日現在)

6 資本金 百万円 ( 年 月 日現在)

#### V 記入者名

役職

氏名

電話

F A X

E-mail



別記第4号様式【第3の1関係】

第 年 月 日  
第 年 月 日

熊本県知事 様

住所  
事業実施主体名  
代表者職氏名

林業経営体育成対策(林業機械リース支援)事業により取得した物件の使用に  
関する誓約書

私は、補助金交付に付された条件を遵守し、取得した物件を使用して森林関係法令の違  
反等不適切な行為を行わない旨、誓約いたします。

別記第5号様式【第3の2関係】

第 号  
年（ 年） 月 日

事業実施主体 様

熊本県知事 印

年度林業経営体育成対策(林業機械リース支援)事業実施計画承認通知書  
年（ 年） 月 日付け 第 号で申請のありましたこの  
ことについて、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第4条第1項の規定により、事業  
実施計画を承認しましたので通知します。

別記第6号様式【第4の2関係】

事業の内容及び経費の配分

事業種目	導入機械	数量 (台)	総事業費 (A)+(B)+ (C) (円)	補助金事業に 要する経費 (A) + (B) (円)	経 費 内 訳			事業期間 着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日	備 考
					国 費 (A) (円)	県 費 (B) (円)	その他 (C) (円)		
林業経営体育成対策(林業機械リース支援)事業									
合 計		0	0	0	0	0	0		

第 年 月 日 号

熊本県知事 様

住所  
事業実施主体名  
氏名

年度林業経営体育成対策(林業機械リース支援)事業着手届  
年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のありました  
年度林業経営体育成対策(林業機械リース支援)事業について、下記のとおり着手しました  
ので、林業経営体育成対策(林業機械リース支援)事業実施要領第4の4の規定により提出  
します。

記

事業区分	事業内容	事業費(円) 交付決定額(円)	着手年月日 完了予定年月日	備考
			年 月 日 から 年 月 日 まで	

熊本県知事 様

住所  
事業実施主体名  
氏名

年度林業経営体育成対策(林業機械リース支援)事業の補助金  
交付決定前着手承認申請書

このことについて、 年 月 日付け 第 号で承認のありました

年度林業経営体育成対策(林業機械リース支援)事業実施計画に基づき、下記のとおり補助金交付決定前に着手したいので熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第9条の規定により申請します。

記

1 補助金交付決定前に着手が必要な理由

2 着手の計画

事業区分	事業内容	事業費(円) 交付申請額(円)	着手予定年月日 完了予定年月日	備考
			年 月 日 から 年 月 日 まで	

3 着手の条件

- (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合は、この損失は事業主体が負担する。
- (2) 交付決定を受けた額が交付申請の額または交付申請予定額に達しない場合においても異議がない。
- (3) 当該事業については、着手から補助金の交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

第 年 月 日  
第 号

事業実施主体 様

熊本県知事 印

年度林業経営体育成対策(林業機械リース支援)事業補助金  
交付決定前着手承認通知書

年 月 日付け 第 号で承認申請のありましたこのことについて、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第9条第1項の規定により承認したので通知します。

第 年 月 日 号

熊本県知事 様

住所  
事業実施主体名  
氏名

年度林業経営体育成対策(林業機械リース支援)事業完了届  
年 月 日付け 第 号で交付決定のありました 年度  
林業経営体育成対策(林業機械リース支援)事業について、下記のとおり完了しましたので  
林業経営体育成対策(林業機械リース支援)事業実施要領第5の1の規定により提出しま  
す。

記

1 完了の内容

事業区分	事業内容	事業費(円) 交付決定額(円)	着手年月日 完了年月日	備考
			年 月 日 から 年 月 日 まで	

2 添付資料

- (1) 導入した林業機械及びその使用状況が分かる写真。
- (2) 事業費の使途が分かる資料(契約書、領収書等の写)

別記第11号様式【第5の3関係】

第 年 月 日

熊本県知事 様

住所  
事業実施主体名  
代表者氏名

年度林業経営体育成対策(林業機械リース支援)事業実績報告書  
林業経営体育成対策(林業機械リース支援)事業実施要領第5の3に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 リース契約締結済の報告について

年 月 日付け 第 号で交付決定（ 年 月 日付け 第 号で変更交付決定）のありましたこのことについて、  
年 月 日付けでリース契約を締結し、 年 月 日にリース物件を受領しましたので、関係書類を添えて報告します。

2 リース料総額（消費税を除く）

円

3 添付資料

- ① リース契約書の写し
- ② リース物件借受書の写し
- ③ リース物件の価格が分かる資料（売買契約等の写し）
- ④ リース料回収計画表の写し
- ⑤ 交付金相当額の支払いが分かる領収書等





熊本県知事 様

住所  
事業実施主体名  
氏名

年度林業経営体育成対策(林業機械リース支援)事業に伴う機械の  
再貸付けについて

年度林業経営体育成対策(林業機械リース支援)事業により導入した機械について、下記のとおり貸付けを行いたいので協議します。

記

1 貸付けに係る管理規程

別添のとおり

2 貸付けに係る利用規程

別添のとおり

3 目的

4 管理責任者

5 利用料

※「(事業実施主体が負担する金額(=事業費-補助金) / 決定耐用年数) + 年間管理費」  
以下であること

6 貸付契約書(案)と年間利用計画(案)

別添のとおり

7 貸付先について、木材・木材製品の合法性又は持続可能性を証明する方法

(1) 森林・林業・木材産業関係団体の認定を受け証明する方法

認定団体の名称：

認定番号：

(認定書写しを添付してください。)

(2) その他の方法により証明する方法

熊本県知事 様

住所  
事業実施主体名  
代表者氏名

年度林業経営体育成対策(林業機械リース支援)事業実施状況報告書  
林業経営体育成対策(林業機械リース支援)事業実施要領第7の5に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助対象機械とリース期間

補助対象機械の名称	型式	リース開始年月	リース終了年月

2 素材生産実績

区分	期間	上段：年間素材生産量（原木換算）（単位：m <sup>3</sup> ） 下段：労働生産性（単位：m <sup>3</sup> /人日）								
		主 伐			間 伐			合 計		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
事業体 全体に おける 素材生 産量 及び 素材生 産性	導入年度 ( ○年度)	/		/	/		/	/		/
	1年目(導入翌年度) ( ○年度)									
	2年目 ( ○年度)									
	3年目 ( ○年度)									
	4年目 ( ○年度)									
	5年目 ( ○年度)									

- (注) 1) 素材生産量及び労働生産性は年度単位(4月から翌年3月)で計上すること。  
2) 計画値の欄には、別記第1号様式Iの9に記載した計画値を記入すること。  
3) リース期間が3年の場合は導入年度の翌年度から起算して3年間、4年の場合は同じく4年間、5年の場合は同じく5年間報告すること。

3 導入効果（本事業による林業機械導入の効果を記入すること。）

--

※素材生産量計画に対する実績の達成率が、単年度で50%以下となった場合、又は3年間連続して70%未満の場合は、その理由と翌年度の改善方法を記入すること。

4 リース料の支払い状況

事業の継続性の有無を確認するため、リース料の支払いを記入すること。

リース料		リース料	
支払日	支払額	支払日	支払額
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	